

2010年12月17日

適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 榎 彰徳 様

〒106-6112 東京都港区六本木6-10-1

六本木ヒルズ森タワー

グリー株式会社



「申入書」に対するご回答

貴団体より頂いた2010年10月27日付け「申入書」につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

一 テレビCMについて

弊社が提供するゲームコンテンツを訴求するテレビCMについて、一部有料コンテンツが含まれる点を明瞭に記載しており、打ち消し表示として法的に問題はないものと考えております。また、無料のご利用であってもゲームの本質的機能を使用可能な仕組みとなっており、その利用実態に照らして、法に反する点は無いものと考えております。

弊社の法的見解は以上の通りですが、弊社と致しましては、そもそもテレビCMにおける「無料」表示を音声によって行うことに固執してはおりません。弊社が提供するゲームコンテンツを訴求するテレビCMについて、視聴者の皆様に適切な理解を頂き、ご利用に当たって認識の齟齬が無いようにするため、既に「グリーで検索。無料です。」との案内を音声で行っていないバージョンのCMを順次制作し、放映しております。今後は訴求対象となるゲームコンテンツ内において金銭負担が生じない仕組みを有する場合を除き、当該バージョンによるCMのみを展開する予定です。

二 利用規約第9条第2項について

弊社の利用規約第9条第2項について、現行の規約においても法的に問題はないものと考えておりますが、上記同様の趣旨から、ご指摘の点を踏まえまして、下のとおり修正致します。

2. ユーザーは、(1) 本サービスを利用したこと、または利用ができなかったこと、(2) 不正アクセスや不正な改変がなされたこと、(3) 本サービス中の他のユーザーによる発言、送信（発信）行為、(4) その他の行為、第三者のなりすまし行為、(5) その他本サービスに関連する事項に起因または関連して損害が生じた場合について、グリーの責に帰すべき事由がある場合に限り、グリーに対し損害賠償を請求できるものとします。また、ユーザーは、グリーに故意または重過失がある場合を除き、いかなる場合においても、(i) かかる損害賠償の対象となる損害が、グリーの責に帰すべき事由に起因して現実に発生した、直接かつ通常範囲の損害に限定されること、および (ii) グリーがユーザーに対して賠償する損害の累積額は、グリーが本サービスに関連してユーザーから支払を受けた金銭の合計額を上限とすることに同意します。

以 上